

# 外国人従業員が退職し、出国する場合の 市県民税・森林環境税について



1月1日以降に出国する場合は、新年度の市県民税・森林環境税について納税義務が発生します。

税の適正な徴収のために、以下の手続きについてご協力をお願いします。

納税管理人とは、納税義務者の代わりに課税通知書などの受け取りや納税を管理する方で、個人又は法人のいずれも指定できます。

## ① 出国される方が特別徴収の場合

- ・未徴収税額は、退職月に関わらず最終の給与から一括徴収してください。
- ・なお、退職及び出国時期が1～5月の人は新年度の市県民税・森林環境税が課税されるため、「納税管理人申告（承認申請）書」により納税管理人の届出をお願いします。
- ・併せて、「税額試算依頼書」を提出していただくことで、新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、最終の給与から税額を預かっていただき、6月中旬にお送りする納付書で納付していただくようお願いします。

## ② 出国される方が普通徴収の場合

- ・上記のとおり、「納税管理人申告（承認申請）書」及び「税額試算依頼書」のご提出いただき、6月中旬に送付される納付書での納付にご協力ください。

[お問い合わせ先]

大府市役所 総務部税務課納税係  
〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地  
電話：(0562) 47-2111 (代表)

ご協力をお願いします



[大府市ウェブサイト（外国人を雇用する事業主の方へ）]

<https://www.city.obu.aichi.jp/kurashi/zeikin/noufu/1030315.html>